

平成20年第6回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成20年9月12日（金曜日）

議事日程 第3号

平成20年9月12日（金曜日）午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林一彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部 正 記 書 深代和恵

説明のため出席した者

町長 鈴木和雄君	副町長 腰越孝夫君
収入役 大川浩一君	教育長 登坂義衛君
総務課長 鬼頭春二君	水上支所長 阿部一司君
新治支所長 山賀晃男君	総合政策課長 石坂武君
税務課長 木村一夫君	保健福祉課長 林耕平君
生活環境課長 鈴木初夫君	農政課長 阿部行雄君
観光商工課長 林昭君	地域整備課長 岡村章君
教育課長 青木寿君	

開会

午前9時開議

議長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。昨日に引き続きまして、本会議を開きます。

本日も、鈴木幸久総務文教常任委員長は、議会を代表されまして藤原小中学校の運動会に出席されておりますので、途中からの入場となりますので、よろしくお願ひします。

残暑が続いております。

本日も場内が暑くなると思われますので、上着につきましては自己判断でお願いをいたします。

開議

議長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので会議は成立了しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第5 4番 山田 庄一 1. 地域づくりにおける公共施設の 住民による管理委託と行政の支援について

議長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問につきましては、8名の議員より通告がありました。

昨日、すでに4名の方の質問がすでに終了しておりますので、本日は4名の議員より、
昨日に引き続き、順次質問を許可いたします。

まず、4番山田庄一君の質問を許可いたします。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番（山田庄一君） 議長の許可をいただきました。

地域づくりにおける行政と住民の協働という観点から質問をいたします。

新町みなかみ町誕生から、もう少しで3年が過ぎようとしています。

財政再建と構造改革に明け暮れた町づくりも、町民や職員の協力と執行部による町立て直しへのあくなき情熱によって、単年度決算では18年度に続き、19年度も黒字となり、心配されました財政健全化比率においても、4項目すべて問題なし、あるいは基準値を下回っているとのことでした。

しかし、今なお残された多額の町債や町税及び上下水道など公共料金滞納の問題、行く先に待ち構えている借換債の返済等、心して取り組まないと大変なことになる状況は変わっていません。新規事業を抑制しなければならない状態の中で、町の将来を託す子供たちの教育施設は見過ごすことが出来ない重要な問題です。

しかし、同時に町の財政にかかる負担は相当な重みを持っています。今こそ将来を見据えた確かな目と深い見識を持つ心構えが必要だと思います。

町では、合併に伴い、公共施設の見直しを施設検討委員会を設置し、検討を重ねています。議会でも、特別委員会の答申が昨年出されました。必要なないものは廃止の方向で進んでいますが、同時に各種の補助金も廃止や減額が行われました。

それに伴って起きたことは、住民の諦める思いと、町の施設への無関心でした。

特に公園の管理や街路樹の手入れが、財政健全化目的のために手を加えられなくなったのは、観光の町として生きていく当町にとって、環境はもとよりイメージダウンによる損失は図り知れません。

財政再建は、新しく考えた事業を何が何でも進めるだけなく、一度立ち止まってみると必要かと思います。振り返って見たときに素晴らしい施設があることに気づくことがあるかもしれません。

新治中央運動公園や寺間運動公園、そして名胡桃城趾などは、住民と連携して管理していくならば、訪れていただいた観光客の交流の場として、住民の憩いの場として、蘇る可能性が大きいあります。

町の施設の職員の直営による管理の限界を感じ、住民との協働によるシステムの構築が必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 山田庄一議員のご質問にお答えいたします。

議員の方からは、今日までの行財政に対する取り組み、そしてこれからの、こうあるべき方向性も含めて、ただ今お話をいただいたわけでありまして、全く同感であります。

そして、また中央運動公園、寺間運動公園、名胡桃城趾の管理等については、住民としっかりと連携を持つ中でやるべきではないかという話でありますけれども、私も大賛成であります。

確かに広い町になりますて、いくつもの施設があるわけでありますけれども、そういう中で、各施設が荒れているところも確かにご指摘のとおりあるわけです。これが議員が言われるように諦めとか無関心とか、そういうなかになっている部分もあるかもしれませんし、またそれがあつてはならないわけでありまして、行政にあるものまさにこれを心して、これに対する管理運営等をしていかなければならぬと思います。そういうなかで、住民との連携によってという一つのお話でありますけれども、ぜひそのような方向が出されることを期待するし、また町としてもお願いをしていきたいなど、まずもって思った次第でございます。

現在、教育委員会関連の各施設の管理は、教育委員会職員及び施設従事者、管財職員等で行っていますが、一部には地域住民のボランティア等にお願いをしています。

みなかみ町はスポーツ振興の町でありますて、それだけに各施設の利用も多い状況にあります。また町民だけでなく、旅館・民宿等に宿泊されたお客様が利用されるケースもたくさんあります。これは体育館等の利用ができるなどを前提にして、誘客活動を行っているからでありますて、したがつて、満足に利用ができるような施設管理に努めていかなければならないわけであります。

しかし、合併後の予算と人員削減等から、充分な管理が行き届いていないのも現状であります。その上、教育委員会では体育施設を管理する中で、予算面から業務内容を見直す

など、委託費全体を圧縮する検討を余儀なくされています。

このような中で、山田議員が言われるように、施設管理を住民の協力で進められ、これを行行政がサポートする体制づくりができたら、こんなに素晴らしいことはないと思っております。施設によっては、是非とも地域のみなさんに管理委託をお願いして、出来ればこれぞ自助・互助の取り組みであり、大きな期待を寄せているわけであります。よろしく、この実現にお力添えをいただければ有り難いと思う次第であります。

ご質問の新治中央運動公園、名胡桃城址は、山田議員が言われるように、適正な管理費で地域の皆さんに施設管理をお願い出来れば、こんなに素晴らしいことはないわけであります。

今後は現況を良く精査して、具体的に方向性を示し、関係者皆さんのご意見を伺いたいと思います。併せて、景観にも配慮し、利用者に満足頂ける施設管理ができれば幸いと思っております。

寺間運動公園は、合併までの平成17年度までは、株式会社「水の故郷」に管理委託していましたが、経費削減ため、現在は直営管理で行っています。

しかしながら、現状は人員削減等から、十分な管理が行き届いていないのが実情であります。

当公園は、ノルンスキー場に隣接しているために、冬期間は駐車場を群馬スノーアライアンス㈱に貸し出しています。このような実態から、「公共施設統廃合等検討委員会」では、公園全体を指定管理で群馬スノーアライアンス㈱に管理委託する方向で検討をされていると伺っております。この関係につきましては今後、十分に協議、検討をして、より良い方向に結論を出していきたいとこのように考えている次第であります。

一つ今後ともよろしくお願ひ申し上げて答弁といたします。

議長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番（山田庄一君） まず、新治町中央運動公園について、質問します。

屋内体育施設B&Gを中心にテニスコート・野球場・サッカー場を兼ねる多目的広場、そして、その奥に公園施設が設置され、新治の運動施設の中心だけでなく、夏休みの合宿場所として、県外から多くの人が利用しています。

今年4月から8月末現在で、延べ8,010人、そのうち町外からは約1,800の方が利用しています。

合併後の財政見直しによって、野球場の芝以外、業社による管理が出来ない状況の中で、とても公園施設とは思えない環境になっていました。

地区の道路や河川などは、それぞれの住民によって、草刈りや道路愛護などで手入れが行われますが、公園等、屋外の運動施設やその周辺は使用しているところ以外は、町の職員さえも手を出せないのが現状であります。

この現状を見かね、「批判しているだけでは何も変わらない、俺たちでやろう。」と、こんなボランティア精神に溢れた人たちが、昨年から今年7月にかけて、草刈りや樹木の枝打ち等、手弁当で機械を出し合いながら、汗を流してくれました。

今、町の政策に上下流域交流事業として、農産物を運んで販売し、町をPRしています。

それなりの効果が見込まれていると思います。外に出て、交流を重ねることで誘客に結びつけるのも大事なことですが、はるばるこの地に来て、宿泊してくれる人たちもとても大事なお客さんだと思います。

子供から、大人まで、それぞれの団体、野球・サッカー・ゲートボール・テニス等であります。みなかみ町を選んで合宿を張ってくれている、とても有り難いことであり、これも交流事業の一つだと思います。このチャンスに環境を良くすることによって、次につなげることが必要だと思っています。

合宿地としては、環境を除けば、施設や設備は A B C あるとすれば、D であります。

何れ来なくなる心配があります。そこで多目的広場の芝を含めた施設の整備をどう考えているのか、また、公園全体の管理は住民との協働によって、運営していくのが良いというのは先程申し上げましたけれども、改めて町長のお考えをお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） まず B & G 中央運動公園の管理については、山田議員が言われるように、なかなか管理が行き届いていないという現状がございます。

新治村時代の時には、茅原地区の老人クラブの方々等にお願いをして、管理をしていただいたという経緯がございます。その時には、そこそこの管理が出来ていたと思います。

また、教育委員会の職員も年に 4 ~ 5 回は出かけて管理をしていたという、私は記憶をしております。

それがなかなか現状、今の段階では行き届いていないというのが、山田議員の言われるとおりでございますので、今後、また茅原地区の老人クラブの方々、それから社会福祉協議会のシルバー人材の活用、それと地域の方々への委託というようなことも含めて、全体を通して B & G 中央運動公園の管理ができるように、今後予算面についても精査しながら、対応できるように考えていきたいと思います。

今、事務局レベルで詰めているのが、今年度、管理委託をしている中で、精査しながら省けるものは省いていくような検討を今担当部局でやっていますので、できれば平成 21 年度の予算に地域の方々にお願いできるような予算措置が出来ればいいのかなと思っております。

そのような方向で、財政的に未だ厳しい状況でありますけれども、生涯学習グループの予算の体育施設全体の管理というのも含めて、今後協議しながら、一括管理が出来るような方向、それから地域の方々に協力をしていただけるような方向を打ち出していきたいと考えております。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、山田議員の方から縷々お話しをいただきましたが、中央運動公園の関係について、草刈りを始めとして、環境整備等に地域の皆さん方がボランティア活動でやって下さっているというお話を伺いました。大変に感謝をいたしているところでございます。

そこで思ったのですけれども、ボランティアということになりますと、日本の場合は、無報酬ということで一般的に取られていると思いますけれども、やはり新治時代にテキサス州ハンツヴィル市と姉妹都市を結んで 17 年ほど交流を持った経緯があるのでけれども、そういう中でボランティア等について、いろいろと学んだところがありました。

アメリカ・ハンツヴィル市におきましては、大体がボランティアなのですね、ホームステイで新治の子供たちを受け入れたり、ハンツヴィル市の子供たちを新治村に派遣するにつきましては、これは全てボランティアなのですね。

その基本的な考え方というのはどういうものかと言いますと、知恵を出す人、お金を出

す人、労力を出す人、それがボランティアなのだというふうに言っております。

したがって、「有料ボランティア」という一つの発想は、これから時代は大切なではないかという感じがします。

当然、地域の皆さん方は地域を思い、また地域にある施設を何とか活用するようにそれぞれ悩み、また知恵を絞ってくれて、ご努力をいただいているわけでありますから、それをボランティアとして、全て無報酬でやるというのは、今までそういう発想があったかもしれないけれども、これからはやはり違うのではないかなど、やはり有料ボランティアという発想が、これから時代には必要なではないかというふうな気持ちになっております。

今、議員の方から、そういうご質問を頂きましたので、これが上手く地域の皆さん方等、ご協力いただくなかで、これが管理施設等について、お力添えをいただけるとするならば、そういう有料ボランティア的な発想の中でですね、この事業を取り上げていただけるような体制が取れたら有り難いなと思った次第であります。

詳細については今、教育課長の方から話がありましたけれども、中央運動公園も多くの団体、地域住人の皆さん方のご協力であれだけの施設になったわけでありますから、その施設を議員のお話ですと8千人以上も使っているということで、大変に多くの方々に使っていただいておりまして感謝しております。それだけにしっかりとした施設にしていきたいと思いますので、それに対する取り組み等について、またいろいろとご指導をいただければ有り難いと思います。以上です。

議長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4番（山田庄一君） やはり、ボランティアというのは、この前はボランティアで草刈りをしたときに、「何もねえんだよ。」という話の中で、「そんな燃料代だって、いくらも掛かりはしないから、機械を持って行って刈ればいいのだから。」という、非常に公園が奥にありますけれども、何年放っておいたかそれは分かりませんけれども、非常に茅、薄とクズなどに木が巻かれて死んだ状態になっていました。枝打ちも全然されていない状況で、全く木として可哀想な状態がありました。

そんな中で、「チェンソーも自分たちで持っていくからいいよ。」と言ってくれて、ある程度、綺麗になったのですけれども、ただやはり感じたことは、そのまま善意にすがって、これが長続きするかというと、町長が言われたとおり、非常に問題だと思います。

やはりそれは地域の人たちがボランティアをやってくれるのだったら、そこに行行政が支援する形とすれば、やはりいくらかの費用がかかる面はやってもらわないと、これから先の長続きがしない、一過性で終わってしまう、せっかくダメになった施設がもう少しで蘇るときに、また同じことになってしまふので、ぜひともその辺の所を、昨日も言われたのですけれども、地域の人に「サッカーをやっているけど、こんなグラウンドでは人も呼んでこられない。」と、「だから、俺たちで管理するから、町に何とか言え。」、そんなことも言わされました。

そういう構えを持っている人達がいっぱいいるので、とにかくそういう人たちはやってくれます。だから、行政の方も支援をどういう形ができるか分からないですけれども、いろいろとその人たちと協議の中で、良い方法が見つかればと今思っています。

つづいて、相俟に休石広場という場所があります。

旧赤谷ドライブイン、現在のローソンの下に、湖の周りに遊歩道があり、その駐車場の

一角に地域住民の協力でお花畠が管理されています。

訪れる人の憩いの場所となっていますけれども、主に管理しているのが、鈴木さんという地域ボランティアの中心的な人で、観光に訪れた人に湖の散策の一番良い時間や、地元の観光案内をして喜ばれています。

この花が植えられている場所には水道がありません。40メートルくらい離れたトイレからビニールホースを引いて、水くれをしてもらっているのですけれども、70歳を超えた身には非常に辛いという話も聞きました。

「近くに蛇口があればいいね。」という希望は、本人も一緒に作業をした職員に話したそうですし、私も話を聞いて役場におつなぎしました。

その後、その件に関してどうなっているのか、また今後、この休石広場の管理をどのようにしていくのか、合わせて考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林昭君登壇）

観光商工課長（林昭君） 休石広場につきましては、国土交通省から、毎年、花苗等を出していただきまして、地域の老人会、また相模区の人たちが参加をして花植えをすると、管理は今言いましたように、相模区の数名の方が管理をしてくれているということで、なかなか管理が行き届かないという状況です。

花が、管理が出来ていなくて、あれで良いのかということもございまして、現在、国土交通省相模ダム管理事務所と話し合いをしております。

今、考えているのは花木にした方が良いのではないかと、ツツジにつきましてはかなり国土交通省の方で今持っている物があるということで、ツツジ等の花木を綺麗に植えて、長期間綺麗に花が咲くということを考えた方が管理がしやすいのではないかということで、現在、その辺の所を話し合いをしているところです。

ただまだ、地元とはそういう点では話し合いがされていないというか、地域の所にそういう形で花壇があるのですけれども、地域の人たちが自分たちで自らというところには至っておりませんので、植えるときにお願いをして出ていただくとか、そういったことで現在なっております。

これをまた、相模区等と話し合いをする中で、みんなでどうにやって管理が出来るのかということは考えていかなければいけないのだろうなと思っております。

また、水源地ビジョンと関係はしているのですけれども、ダム水源地地域ビジョンの方も今年から、内容が、国土交通省が非常にミュージカル等をやったとか、いろいろあって、批判を浴びていますので、支援の方法が随分変わってきてているのも事実です。

ですから、地域ですか、せっかく遊歩道がありまして、そこにもアジサイが植えているという、管理を今のところは全部国土交通省の方でやってくれていたと、これを何とか地元の方で草刈りをして、アジサイが綺麗に咲く遊歩道、それから今言いましたツツジですか、そういうものが綺麗に咲く休石広場というのも、地域の方と話し合いをしてですね、出来るようにしたらいいなというふうに思っております。

もちろんカッパ公園には、猿ヶ京ネットワークの方々が除草管理等をしてくれているのですが、それも回数が限られていますので、たちまち草に覆われてしまうという状況ですので、その辺、全部一体を含めてどのようにやっていくかということを考えて行きたいと思います。そんな状況でございます。

議長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番 (山田庄一君) 今、国土交通省の関係ですとか、ビジョンとか、いろいろ難しい話が出ましたけれども、現状、花を鈴木さんを含めて、3~4人で綺麗にやっています。

今年、打ち明け話をすると、鈴木さんの旦那さんがちょっと病気になった関係で、今の状態だと草がちょっと伸びているのですけれども、非常に花が好きな人で一生懸命やってくれています。

やはり、やってくれる人は頼むところは区とか、老人会とかになっていますけれども、やってくれる人がやはりそこに行って言っていたことは、「なかなか職員の顔が見えない。お願いされない。」ということを言っていました。そういうことも地域の人たちと協働で地域づくりをやっていこうと思ったときには、一番大事なことなのではないかと、そういうボランティアでやってくれる人が本気になって、地域づくりというのは考えてくれていますし、そういう人たちを大事にしないと、自治基本条例とかいろいろなものを作つても、なかなか地域が上手く行かないということはあると思います。

蛇口の件を先程聞いたのですけれども、答えが聞けませんでした。その件はどうなっていますか。

議 長 (傳田創司君) 新治支所長山賀晃男君。

(新治支所長 山賀晃男君登壇)

新治支所長 (山賀晃男君) 相俣ダム管理事務所と話をしまして、その結果、あそこは町有地なので、町の方で何とかして下さいという結果になりましたので、新治支所として、材料費を予算で取りまして、直営でやるというような計画になっておりますので、必ず今年度中には実施いたします。

議 長 (傳田創司君) 4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番 (山田庄一君) 10月近くになると、秋の花を地域の人が植えるそうです。

今、草の中で花が咲いていますけれども、それが終わった時点で何かそこを綺麗にして植えるということなのですけれども、これから予算を取つていろいろなことをやっていくと、なかなか水くれが大変な状況だなということになると思います。

これはもう、この話というのは当時から、鈴木さんは職員の方に近くにあれば良いねという話はしていましたし、6月ぐらいですかね、石坂総合政策課長とたまたま会つたのですけれども、その時にもお願いしました。なかなか進まないということがちょっと問題かなと思います。非常に多額の金がかかる問題ではありません。

支所の職員がやってくれると言っています。だから、材料だけあれば、早めに出来ることだと思うので、ぜひ検討をよろしくお願ひします。

行政と住民による地域づくりで大事なことというのは、本当にお互いの信頼関係だと思います。先程、中央運動公園と休石広場の話をしましたが、どちらも住民のボランティア活動と行政の支援体制の話です。

ふれませんでしたが、夏休み前にB&Gを中心に整備が出来たのは、支所の職員が時間を作つて集中して草刈り等をしてくれたからでした。

それまでは地域の人が心配するほど、草茫茫々で管理が出来ていない状態でした。

もう一つは話せば、テニスコートと駐車場に挟まれて、薄倉沢という大きな石を組んで、作られた砂防づくりの沢があります。水の流れるところのほとんどが茅に覆われて、周りの場所は整備されている中で、これを何とかしないと全体に悪影響を及ぼすほどの酷い有

様でした。

管轄が県の土木ということで、地域整備の岡村課長と山賀支所長にご尽力いただき、最初はダメだというなかで、大変なご尽力をいただいて、業社を入れて整備してもらい公園全体が綺麗になりました。住民のボランティア活動に行政が本気で支援してくれた一例だと思います。

対して、先程の休石広場の件は、住民の思いと行政の支援が上手くいっていなかったと思います。役場の中の連携が上手く機能していないのではないかと心配になりますが、総務課長、どうですか。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 施設管理の全体については、総務課の管財グループで施設管理を行っています。

役場の組織が機能していないのではないかとのお話しですが、今職員数も年々少なくなってきたおりまして、18年度、19年度は施設管理が3名おりました。20年度から、2名になっております。今まで、3人でやっていたところを2人でやるわけですから、当然無理が出てくるわけですね。

それについては、大きな施設、例えば月夜野で言えば矢瀬公園とかですね、ああいう所の草刈りはやはり一斉にやらないとなかなか効果が表に出にくいというのもありますので、そういう所については各課に動員をかけて、1日に20～30人とかいう人数でやるようにしております。

また、望郷ラインなども距離が長いですから、いろいろな課に協力をいただいて作業するようにしております。

ただ、山田議員の言われるよう、そういう指摘をされる所もありますから、なかなか全部が全部目が行き届いているというふうには思いませんけれども、なるべくそういった形で管財グループだけは対応できない部分もありますので、そういったときには職員全体の協力をいただいて、やっていくようにしていきたいと考えております。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 今、中央運動公園の薄倉沢の草刈り等についてのお話しをいただいたわけでありますけれども、中央運動公園の景観に配慮した沢を作ろうということで当時やった張本人ですけれども、それが草茫々になっていたと、それを山田議員が見ていただいて、行政・支所と連絡を取って、地域住民と上手く結びつけて、それを今回の取り組みとしてやっていただいたということに大変に感謝を申し上げます。

いろいろと町そのものも広いわけでありますけれども、新治地区、新治支所管内、また水上支所管内、そしてまた月夜野管内にも、いろいろとこういう問題箇所があると思いますが、それぞれの例えば、新治地区の場合等においては、山賀支所長がやる気満々でやっていますから、ぜひ上手く連携を取っていただいてですね、そして住民の方にまず協力を願って、こういう一つの景観作り等が進んでいけば、こんなに素晴らしいことはないわけでありまして、山田議員の議員活動の中での取り組みに感謝をしたいと思います。

以上です。

議長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4番（山田庄一君） 今、赤谷川沿いに湯宿・坂下地区からB&Gまで、県の事業によって遊歩

道の建設が進められています。

湯宿温泉活性化の目的が大きいのかと聞いておりますけれども、多目的広場の奥の公園までつながると、約2キロのウォーキングコースになります。3年を目安に完成が目標だそうですけれども、管理は湯宿区民と坂下の皆さんに行うそうです。

問題は、中央運動公園の方です。長年、見放された樹木は、やっと息をしているというのは、先程お話しをしましたけれども、枯れて倒れた木もあります。ここを町民憩いの場所にしたいと思っています。町民が自慢できる公園であれば、観光客にも勧められて、それなりの相乗効果があるのかなと思っております。湯宿温泉に宿泊のお客が増えて活性化につながるのではないかと思います。

管理は有志を募って、遊歩道の完成に合わせて組織を立ち上げて、もし代表が必要であったら、ちょうどその頃、退職する予定の山賀支所長がいるのでお願いしたいと思っていますけれども、天下りと言われてもこれだったら批判されないのではないかと思います。

公園整備に関しても、いくつかのプランも考えているのですが、町長が村長時代にここは手がけた所ですよね。もう一度、その当時を思い出してもらって、公園が立派に再生出来るように力をおかしいただければと思っていますけれどもいかがでしょうか。

議長（傳田創司君） 新治支所長山賀晃男君。

（新治支所長 山賀晃男君登壇）

新治支所長（山賀晃男君） 有り難うございます。退職のことまで心配していただいたので、安心してこれから出来ると思います。

湯宿のひより橋から、B&Gまでの間については、「ふれあい安らぎ21」ということで沼田の土木事務所に整備してもらっています。完成の暁には、湯宿の区民とそれから坂下、茅原区民がボランティアでやることになっておりますので、それに行政と一緒に絡んでやれば、多分今、山田議員が言われるようにちゃんとした管理が出来ると思います。その点でよろしくお願ひいたします。

議長（傳田創司君） 4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4番（山田庄一君） 一つ余計なことを言いますけれども、やはり地元の管理というのは、支所があれば支所が良いかと思います。

この一年間ずっと見てきて、確かに総合グラウンドは教育課の生涯学習グループ管轄ですし、青木課長にも先日予算を上げて下さいというお願いをしましたけれども、やはり何かの時にすぐ対応してくれるのは支所が一番かと思います。

山賀支所長のように非常に考えてくれる人材がいると、事が早く進みますし、無関心でいるわけではないので、その方が整備も早く終わりますし、例えば、今トイレのガラスが割れています。これは去年から言っていますし、その話をしたときに、「じゃあ支所に見に行かせます。」という話も聞きました。見に行ったかどうかはちょっと分かりませんけれども、行っただけで現在もガラスが割れています。だから、そういう意味で言うと、やはり支所管内は支所が中心になって、整備するのが一番良いのかなと思います。これが役場のシステムなので、何とも言えませんけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、住民が一生懸命になってやっていますので、行政の方もそれに一緒になって良い地域づくりが出来ればと思っています。

最後に、名胡桃城趾についてお尋ねしますけれども、今年、67～68年生きていた松が枯れてしまいました。それで切られてしまったのですけれども非常にもったいないこと

をしました。その奥にも、こんなに太いツツジが何本もあります。何本かはもう足下が崩れて倒れるような状態になっています。こういう何年も生きている樹木というのは元に戻すことは非常に難しいし、もったいないことありますので、是非とも名胡桃城趾の奥の樹木も担当の人に見てもらい、対処をしてもらいたいと思います。

それを最後に、私の一般質問といたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 名胡桃城趾のお話をいただいたわけですが、確かにあそこには素晴らしい松があります。残念ながら、大きな松が枯れて、それを刻んだ物があそこにもありますよね。大変もったいなかったと思います。跡にもまた素晴らしい松もありますし、ツツジとかそういうものもありますので、そういうものを上手くこれから保存していくかなでならないなど、実は私自身も思っています。

それと同時に名胡桃城趾のあの実態は、あれでは本当に上手くないですよね。

ご案内のとおり、来年の大河ドラマは「天地人」になるわけであります、この天地人につきましては、この三国峠が出ますし、この名胡桃城が出るわけですね。

したがって、そうなりますと、みなかみ町に、また名胡桃城趾を訪ねて来る方がこれからうんと増えてくるだろうし、また町としてはそういうのを大いにピーアールとして使うべきであろうというふうに思っているわけです。

加えて、11月18日（火）になると思うのですけれども、天地人を書かれた作家の火坂雅志氏が、実はみなかみ町に来て、講演することになっております。

講演依頼をNHK前橋支局の方を通してお願いをした所、快くお引き受けいただきまして、講演をいただくことになっています。これによってまたいろいろとイベントを考えているのですが、そうしますと、みなかみ町名胡桃城趾、これがどんどんピーアールされると、あの地域にお客さんがおそらく訪れて下さると思うのですよね。

そうなりますと、あの今の名胡桃城趾の整備の状況、それからトイレの状況等々、いろいろと問題が出てくるわけとして、さらには駐車場の問題点等も出てくるわけとして、それをこれからどのようにしようかと、実は考えている所であります。

ぜひ保存会の皆さん方もおられるわけであります、そういう皆さん方にもぜひ入っていただいてですね、すでに会議をやっていますけれども、これからどういうような方向に持つていって整備をして、そして大河ドラマに対してちゃんとそれに耐えられるだけの要するに名胡桃城趾をちゃんと整備するか、そういうことを考えていきたいと思います。

これにつきましては、若干予算も必要になると思いますけれども、またその節はよろしくお願ひいたします。

議 長（傳田創司君） これにて、4番山田庄一君の質問を終わります。

通告順序第7 8番 穂苅 清一 1. 町営住宅の安心・安全な住環境整備と管理について 2. 学校などの統廃合問題について

議 長（傳田創司君） 次に、8番穂苅清一君の質問を許可いたします。

（8番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 私の一般質問は、1. 町営住宅の安心・安全な住環境整備と管理について、

2. 学校などの統廃合問題についての2点であります。

まずははじめに、町営住宅の安心・安全な住環境整備と管理について伺います。

私は、これまで町営住宅の問題については、住宅政策の問題や家賃滞納による強制的な立ち退きについて一般質問などで取り上げてきましたが、今回は入居者の抱えている具体的な要求や今現在直面している問題について若干質問いたします。

まず町営住宅は、月夜野地区に矢瀬団地3、上河原・上牧で計5ヶ所、新治地区は上布施に1ヶ所、水上地区は高日向・大穴・鹿野沢・藤原・柳田が2種類で計5ヶ所あります。町で管理している戸数は合計11ヶ所で569戸になると思います。

①として、団地の中の階段・踊り場の手摺りが設置されていないところがかなりあります。最上階まで設置して欲しいという切実な要求が以前からもたくさん出ております。

高齢者が手摺りもなく4階まで歩いて上り下りしなければならない、こういう実態があります。こうした所は早急な対応が必要だと思いますけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

②として、本来LPガス配管や給水施設は、元栓や水道メーター器までは管理者が公費負担で設置しておくべきものですが、老朽化によるガス元栓の交換やメーター器のボックスの交換に自己負担を求めているようなケースが見受けられます。これについてはどういうふうにお考えなのか。

③として、施設管理者としての防火体制の改善です。

火災発生緊急時に備えた避難訓練とか、各棟への消化器・火災報知器・ガス探知機の設置などが、まだ不十分と思われますので、現在防火体制の改善についてはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

④として、夜間、防犯上から、団地内の通路・駐車場・建物内階段などの照明設備の管理はどのように行われているか。

ただ、建物内の階段については、町営住宅団地の自治会が確立されているところは、共用部分として、自己管理されているところも多いのですけども、高齢化の進んだ棟では管理しにくい実情もあります。全体的な管理者の目配りというものが必要なのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

⑤として、直面している問題ですが、町は8月1日付で既存入居者に対する新たな契約を求めていますが、これは何を根拠に各家庭に36~37ページぐらいに分厚い書類が送付されておりますけども、それについてお尋ねしたいと思います。

ほとんどの入居者は家賃の滞納もなくて、平穏に暮らしていらっしゃる方もおります。

入居したばかりの人にも契約の更新と言って、本人の所得証明書を付けて再契約を求め、且つ身元保証人と連帯保証人の収入証明書と同意書、契約書を付けて、書類の返送を請求しております。また提出期限も短く、住民票・印鑑証明書も必要で3通の契約書ですから、収入印紙や切手も持っていない世帯もあります。また、仮に記入して提出するにしても、かなりの事務量であって、老人一人世帯においては、まず無理ではないでしょうか。

費用もかかります。そういう点で、高齢のため新規に保証人を探すことが非常に困難な人もいらっしゃいます。こういう人は町営住宅を出なくてはならないのかと本人は心を痛めているケースがあります。これではあまりにも町民いじめではないでしょうか。

生活弱者の多い町営住宅入居者についてはもっと親切な対応があつて良かったのではないか、こういう実態をどうお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

2. 学校などの統廃合問題についてであります。

①として、統廃合計画の是非の判断基準は何なのか、それをまずお尋ねします。
私の考えとしては、イ、ロ、ハとあります、
イ) 地域コミュニケーションの形成=地域の核としての運動会・文化祭・祭りなどのスポーツ、文化の拠点とするということ。
ロ) 町民の合意形成がされること。
ハ) 子どもの教育、生活環境に良好であること。

このように考えていても、どう思うでしょうか。
②として、水上地区教育施設整備計画変更については、2年をかけてやっと結論を出した経緯があります。

それは水上中学校の位置に小中一貫校を視野に入れた小中一体型校舎（給食設備付き）の建設計画を水上地区の総意として、最終答申を出しました。にもかかわらず、7月29日に教育委員会は、水上・幸知小学校区のPTA関係者を前に、この小中一貫校を中止し、中学校は単独で新築、水上小と幸知小を統合する計画変更を提案しました。

地域住民のこれまでの努力や意向を無視したやり方に地元は大きな怒りに今包まれています。水上地区教育施設整備計画変更を撤回し、従来の計画を早期に実現させることが必要ではないかと住民の方々の意向も伺って、私もそういうふうに考えております。

答弁をお願いしたいと思います。

③として、学校給食施設のあり方についてです。
イ) 町内3地域での独自の給食センターの必要性をまず理解すること。
ロ) 調理業務は、人材派遣を主とする外食産業など、民間委託をしないこと。
ハ) 非正規雇用でなく、パートも含め職員の正規雇用により地域経済の寄与に結実させること。
ニ) 地元の農産物を使い、地産地消を堅持する。

これらについて町長はどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。教育長にも関係のあることですのでよろしくお願いします。

④として、保育園の統廃合による認定子ども園や幼児教育の民間委託ではなく、公が果たす役割についてお尋ねします。

イ) 新治の認定子ども園について、お尋ねします。

保育園の統廃合については、廃校にされた立派な須川小学校を今1億円以上をかけて改造成し、大規模な認定子ども園にしようとしています。一昨日の本会議で子ども園の工事の入札結果により、沼田土建と泉土建のJVが1億200万円で落札し、工事契約の締結議案が可決されたところであります。私はこの工事契約には透明性が欠け、入札に談合の疑いがあると考えて反対いたしました。

幼児教育に町の果たす役割の重要性を考えたとき、認定子ども園が安易に経費削減と称して、民間委託される恐れがあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。

ロ) 最後に、水上の第1（湯原）、第2（幸知）の保育園についてであります。

これも町は前段で述べた水上地区の教育施設整備計画の変更で突然にこの2つの保育園を統合し、来年新築するとしております。

新築する場所がないと説明し、水上霊園のそばの水上給食センターを解体し、そのお寺の境内を借用して、開園する考えを示しました。保育園関係者は、みんなビックリしていました。新築する場所がいかに国道291に近いとはいって、進入路は狭く、曲がりくねっておるのは承知のとおりであります。

隣接する建明寺が経営する民間の若栗幼稚園と一体化させて、新治と同じ莫大な費用をかけて、認定子ども園を作ろうとしているのかどうか、また廃校とされる幸知小や廃園にされる第2保育園の中部地区は、ますます少子化が進むことが懸念されないのか、町長及び教育長の考えをお示して頂きたいと思います。以上であります。

関連がありますので、町長のお名前も出しましたけれども。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 穂苅清一議員のご質問にお答えいたします。

私の方には、町営住宅の安心・安全な住環境整備と管理についてのご質問であります。

まず、町営住宅の階段・踊り場の手摺りについてですが、現在、階段・踊り場の手摺りが付いていないのは、高日向・大穴・鹿野沢・上布施団地で、その他の町営住宅は手摺りがついています。

今後は入居者の状況を判断しながら、予算の範囲内で順次設置をしてまいります。

次に、LPGガスの元栓までの配管及びボックス付き水道メーター器の老朽化に対応した公費負担と入居者の自費負担のあり方についてですが、ガス配管は、メーター器まではガス業者の管理部分となっています。

水道メーター器は水道事業者の管理となっており、入居者の負担分は、メーター器から内側の普段使用している部分で、壁の中等の見えない部分は町の負担となっています。

次に、施設管理者として防火体制の改善と、火災発生緊急時に備えた避難訓練、各棟への消化器・火災報知器の設置についてですが、各戸への火災報知器は18・19年度で設置済みであります。

また、ガス探知機はガス業者の負担で設置済みであります。なお、個人各戸の消化器は個人対応であり、また各団地とも防火水槽、若しくは消火栓が付いており、消火活動に利用できる体制となっています。

なお、防火体制は、現在、鹿野沢団地で避難訓練等、住民と共に計画しており、今後は全団地で防火体制の確立に向けて、検討して行く予定であります。

次に、夜間防犯上からの照明設備の管理団地内の通路・駐車場・建物内階段についてであります。現在も団地内より要望が提出されれば、状況を確認して、検討の上、隨時対応しているところであります。

次に、既存入居者に対する新たな契約についてですが、合併前の旧町村名で契約している方が多く、新たに「みなかみ町」として契約を締結するものであります。

また、4月及び6月に管理条例・規則を一部改正したことから、使用者・連帯保証人・町の三者が共通の認識をもって契約するためのものであります。

なお、合併後すぐに行わなかった理由は、旧町村の対応が異なっていた時期があり、現在は同じ対応ができる状態に整いつつありますので、みなかみ町として再契約を入居者にお願いをしているところであります。以上であります。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 学校の統廃合計画の是非と判断基準についてということですけれども、特に判断基準ですが、これは様々な要素があると思います。上げれば、きりがないと思いませんけれども、いくつか上げてみました。

1つは、学校規模即ち児童生徒数が考えられます。

それに関して最も大きい要素は複式学級であります。国の定める学級編成基準によりますと、1学級の児童生徒数は40人。2学年会わせて16人以下になると複式学級になります。ただし、1年生が含まれると、8人以下で複式学級を編成するように定められています。この学級編成に伴って教職員の数が配置されます。

複式学級はご存知のとおり、1人の教員が2学年を担当するので、できれば複式による指導は避けた方が良いわけであります。したがって、学校統廃合の目安になります。

因みに中学校は全学年3学年ですけれども、8人以下で2学級という決まりになっております。

次に地理的条件と、それによる学校の地域社会における役割も統廃合の要因の1つと考えられます。

穂苅議員もご存知のように藤原小中学校の場合を考えていただければよく理解いただけだと思います。

第1に上げた複式学級編成の基準から考えれば、藤原小中学校は、それぞれ水上小学校・水上中学校に統合されてしかるべき児童生徒数であります。

しかし、通学距離等、地理的条件や藤原地域における存在意義から考えて、統合は地域の実情にそぐわないという判断から、小中併設校として存続することを考え、地域の皆さんの理解を得たわけあります。今年度4月1日から実施しております。

最後に財政問題であります。

行財政改革委員会の報告にありますように、数多い公的施設の整理統廃合は新町のみならぬ大きな問題であることは皆さんもご存知のとおりであります。

学校は生涯学習関連の施設やその他町内の施設は質的に異なりますが、しかし急速な少子化という社会現象の中にあって、全く別問題ではありません。

教育という分野を聖域とする考え方は国においても変わってきています。

我々が、住む家も2軒より1軒の方が経費が少なくて済みます。家計が潤沢であれば、1軒、2軒と言わず別荘まで所有できるわけです。

我が町の子ども達が交歓会に行っている奄美市笠利町では、平成17年度の教育要覧によりますと人口7千人弱で、小学校が8校、中学校が2校、合計10校で、人口約2万3千人の我が町の11校とほぼ同数であります。

聞くところによると離島は国からの特別交付税が多いので、当分の間、学校の統廃合は考えないとのことでした。

我が町の財政状況はここで申し上げるまでもないことであり、教育と言えども、財政の裏付けがなければやっていけません。

以上の3点について、申し上げました実情をよくご承知のみなさんには、ご理解いただけるものと考えております。

次に、②として、水上地区教育施設整備計画変更についてであります。

水上地区における学校施設の計画変更についてお答えいたします。

穂苅議員の質問は計画変更を中止できないかということであります。

結論を先に申し上げますと、中止できないと思います。この計画変更については、7月16日の全員協議会及び同日に行われた議会において、町長が説明したとおりであります。

小中一体型校舎新築による小中一貫校につきましては、教育委員会事務局で研究室を設けて研究し、本年度からその準備段階として 水上小中学校を中心に一部実施していますが、一体型を断念し、小中分離型で小中一貫教育については今後も推進したいと考えてい

ます。

教育委員会の責務は、学校教育・生涯教育とともに町民及び子ども達の教育活動と教育環境のあるべき姿を求め、町部局にお願いし、町の方針と議会の議決に従って それらの改善・整備のために努力することにあります。

合併後、特に学校の教育環境と学校施設の整備改善に尽力してきました。お陰様で一步前進しております。今後もよろしくお願ひいたします。

次に、③として、**学校給食のあり方について**あります。

町内3地区の独自の給食センターの必要性は十分理解しているつもりであります。

県内においては殆どの市町村がセンター方式で学校給食を運営しています。

その中にあって、私の知る限りでは高崎市が自校方式で運営しています。

財政的に許されるならば、自校方式が食育という観点からも理想的なわけであります。私は旧水上町で教育長としてお世話になりましたこと也有って、合併を機にぜひ水上地区に給食センターを造っていただきたいと思い、財政当局に強く要望してまいりました。

しかし、町の財政状況が極めて厳しいことを知り、誠に残念ですが要望を断念しました。

そして、当局と議会にお願いし、月夜野給食センターを一部改修して、8月25日から水上地区5校に配達しています。諸事情を御賢察のうえ理解をお願いしたいと思います。

次に**調理業務委託の件**ですが、町当局とも協議のうえ、旧新治村で既に実施していて、スムーズに運営されている実績を活かして、他の2つのセンターも民間に委託しました。

財政的メリットも配慮した決定ですので、ご理解いただきたいと思います。

3つめは、**非正規職員ではなく正規雇用より地域経済の活性化**という質問ですが、先にも申し上げたとおり、調理に携わる職員は民間委託の結果、委託先のシダックスの社員であり、大部分の職員は委託前に任用していた町在住の人を雇って頂いておりますので地域経済に寄与していると考えています。

最後に**地産地消の堅持について**お答えします。

このことにつきましても、各センターで努力しています。新治給食センターにおける地産地消の現状は次の通りです。

さくらんぼ・みそ・ぶどう・きのこ・ヤーコン・納豆・りんご・いちご・ブルーベリー・キビについては100%、米は90%、タマネギは65%、じゃがいも・トマトが50%、大根・白菜が35%、長ネギが30%であります。

月夜野給食センターについては、タマネギ・しいたけ・なめこ・大根・じゃがいも・白菜・ブルーベリー・りんご・ぶどうが100%、米が20%、みそが50%であります。

両センターの違いもありますが、今後もできるだけ地産地消に努めるよう指導したいと思います。

次に④として、**保育園の統廃合による「認定こども園」を民間委託ではなく、公が果たす役割について**あります。

これについては「認定こども園」即、民間委託ということではありません。

将来、その方向として研究したいという段階であります。

認定こども園については、新治地区だけではなく、水上地区においても、私設の若栗幼稚園との関係も考慮して、慎重に進めたいと考えています。

民間委託に関連しては、公設民営方式で運営されている月夜野保育園の例があります。

この園の運営は非常に良い状態で、これを生きた例として、今後多いに参考にしたいと考えています。

須川小学校に開設の準備を進めている認定こども園も将来運営を民間委託してはどうかという考え方もあり、来年度開園しましたなら、その方向で検討したいと考えています。

しかし、これには色々と検討を要する課題もありますので、教委委員会に諮り、担当職員ともよく協議して、慎重に進めたいと思っています。

水上地区の事情は新治地区とは条件が異なります。私設の若栗幼稚園との関係もありますので、同幼稚園経営者ともよく協議し、また諸々の課題を精査・研究していきたいと考えているところです。

水上地区の第1保育園の新築に伴う、第1・第2保育園の統合につきましては、保護者の皆さんと十分に話し合いたいと思っていますので、地元議員の穂苅議員のご指導をよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、貴重なたくさんのご質問をいただきまして誠に有り難うございました。以上で終わります。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） ご答弁ありがとうございました。町長がお答えして頂いた町営住宅の問題についてですが、階段については今後順次ということで、あまりのんびりというわけには行かないのではないかと思いますので、他の防火体制の設備等々はまた違った意味で毎日使われる階段で、実際に転落をして事故を起こしてしまっているケースも私の耳にも入っておりります。

そういう点で、大怪我にならずに2階から1階まで落ちたケースもありましたけども、そういう大きい事故になってから大騒ぎするというような自体では困ると思っております。

そういう点では、役場庁舎にも良い手摺りがついておりますけれども、つかまりやすい安心したそういう手摺りをそうお金もかからずに出来るのではないかと思います。

付いている所についても、後から付けた、当初から付いていなかった部分もありますけれども、本来であれば一番最初からそういう計画があれば良かったわけありますけれども、そうでないから、なかなか後で付けるのは大変だという現実もあるうかと思います。

早急にこれは付けて頂くようなお願いをしたいと思います。

給水の施設関係、ガスの関係については今お答えして頂きましたけれども、ガスについては元栓の交換を求めて、実際にいらっしゃいますね。

値段についても3～4千円の負担を要求されていますから、元栓は本来、管理者の部分になるのではないかということで先程言ったわけなので、そこら辺ももう一度良く検討して頂きたいと、実情もつかんで頂いて、やって頂きたいと思います。

メーター計については、交換されたことは報告等もありましたので知っておりますけれども、ボックスは町営住宅等については改めて交換するということは難しいかもしてませんけれども、実際にメーターを取り替えたからといって、ボックスの交換を有償で求めてきているケースもありますので、その点も実情をつかんでいるかと思いますので、早急にこれは対応していただきたいと思います。

建物内の階段の照明については、先程もちょっと触れましたけれども、それぞれ自己管理されていて機敏に取り替えをやっているところもあるのですが、實際にはそうでないところもあるので、やはりそういう実情もですね、管理者としてつかんでいただきたいということが私の方からお願ひしたいと思うのです。そうすることによって、やはり万一の時、夜は本当に真っ暗で手摺りがないとなるとね、私自身、上り下りをして、上っていくとき

は良いけども、降りるときに一段踏み外してしまうとかという、そういうことは健常者でさえも実際に起こるので、そういう点では手摺りと同時に照明についてもチェックをしていっていただきたいというふうに、なかなか若い人たちだけの自治会ならばいいのですけども、年寄りの多い棟については非常に困難な面があると思います。

町営住宅の最後の問題で⑤に上げてある点ですが、やった理由については、説明がありましたけれども、現実の問題として、全く新規に契約するのと同じような、今現在行われているやり方よりも、もっと厳しいやり方でされているっていう現実があります。

書類等、私も手元に持っておりますけれども、見てみると非常に大変な作業が出てくると思います。そういう点の負担も考えると、もっときめの細かい事前の準備が必要だったのではないかと、ただ送りつけといて、これを全部契約書にサインもして、印鑑証明も付けて、収入印紙も貼って、それで一つだけ収入印紙だけ貼って出して下さいよというふうなね、やり方でやってもやはり年配の方の場合にはなかなか理解し難いと思うんですね。

日付も8月1日ですけれども、9月の5日に期限とか、あるいは場所によっては違う期限も設けてありますね、19日とか、そういうふうに統一されていない部分もあります。事前の準備なり徹底なりがやはりもっときめ細かく行われるべきでなかったかと、すでに1年ぐらいに契約をされている、ちゃんと今の決まりに基づいて連帯保証人を付けたりして、それで手続きをされていながらも、またそういう所に送りつけてくるというのは一体どうなのだろうと、必要な書類だけを求めて、それでお願いをするというやり方があって良いのではないかというふうに、個々によってやっぱり違いますから、そこ辺はやっぱり十分な配慮が必要なのではないかなと思います。

それで期限が実際に、5日もう過ぎてしまっている方もいらっしゃいます。期限をこれから迎える方もいらっしゃいます。そういう点がありますから、もう少し、きめの細かい配慮をお願いしたいと思うわけです。

もう一つの学校の統廃合問題についてですけれども、判断基準について私が言ったことは非常に基本的なことです。

時間がありませんので、その後答えて下さい。

学校問題については、統廃合の基準について、私の考え方やその判断基準を出したのですけれども、前々から教育委員会は、4つの理由を上げてきましたね、それは存知しておりますけれども。

先程来、出ました少子化の問題、建物の学校の老朽化の問題、耐震強度が少なくなってきた問題、それと有利な財源、合併特例債があるという4つの理由を常々今まで出されてきていたと思います。それは実際に実施する場合についての具体的な理由になろうかと思いますけれども、私が此処で上げたのはそういう判断していく上で、イ・ロ・ハとして、上げているので特に口の所の町民の合意形成がなされるということが非常に大事ではないかというふうに思うんです。

今回、急に変更して、答申を出された、一定の方向性が出されたにもかかわらず、それを変更することについて、事前に受益住民の人たちに合意を得るような話し合いというものはやっぱし無かったですよね、現実に。

前の時にも全協とかでも話もしましたけども、7月中に説明会も開くということになってましたけども、地域住民の説明会というのは、8月、例えば、幸知小について言えば、8月20日になってしまっているわけです。そういう点で非常にやっぱし徹底が不十分だったのではないかということを言わざるを得ないわけです。

ご存知だと思うんですけども、原則的なことを言っても仕方ないのですが、文部省の初等・中等教育局長名によるですね、統廃合を進めていく上での留意事項というものが 35 年前になりますけれども、示されているんですね。それは後で読んでいただければ分かるかと思うんですけども、これが基本に全国の統合を進めていく上での基本になっているはずです。

また、3 年前の全国の学校教育長の協議会においても、特に町村合併により学校などの統合を検討するときには十分な配慮が必要であると言うこと、それを指摘してですね、尚かつ地域住民の理解と協力の必要性というものをね、強調しているんですね。その 35 年前の文書と、3 年前の文書というものは全国的に統廃合を考える上で一つの基準として考えられているんですね。ご存知だと思うんですけどもね、あとでその原文を見ていただきたいと思うんです。ですから、私はそういう点でこの統廃合の問題について・・・。

議長（傳田創司君） 8 番穂苅清一君に申し上げます。制限時間が 5 分を切ってしまいました。

質問の要旨を要約して、質問していただかないと答弁の時間が無くなってしまいますのでお願い申し上げます。

8 番（穂苅清一君） もう終わりです。

ですから、そういう点で今言ったような国が出されている方針、それを振り返っていただいて、統廃合の問題を考えていく必要があるのではないかということを最後に求めて私の一般質問は終わります。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 手短かにお答えいたします。

階段の手摺りの関係につきましては、先程町長から答弁がありましたように、4ヶ所の棟について付いていないわけでありますので、上布施団地は比較的若い人が多いのでそういう所は後回しにするとか、現状をよく確認して、今の予算でやれる範囲で出来るものがあればやりますし、やれないとすれば、予算立てをするなりして、順次考えていきたいと思っております。

それからガスのメーター、元栓のボックス、ガスの話ですかね、ガスの元栓ですか、それについてはガス事業社によって違うかどうか、その辺の調整も調査をして、実情を把握したいと思います。

それから階段の電気照明関係については、一応、各棟の自治会で共有費のようなものを取っていると思うんですね、そういうのを納めるということも入居の条件になっていますし、そういう自治会費で賄うと、電気が切れた場合には電気屋さんを頼むとか、自分たちで出来れば電気だけを買ってきて取り替えるとか、そういうことになっておりますので、それは決まりどおり自治会でやっていただきたいなど、外の駐車場の電気ですか、そういう部分については言つていただければ調査をして町の方で対応させていただきたいと思っております。

それから契約の関係ですが、今まで契約書ではないんですね、「請書」というので 1 通（1 枚もの）に入居者本人が署名をして、印鑑を押して、印鑑証明を付けて、あと連帯保証人さんが署名をして、やはり印鑑証明を付けて、請書 1 通、町の規則を守って私は入居します、それを私は請けますよという形の請書ということで、1 通を作つて、それを町が持っているだけなのです。連帯保証人さん、それから入居者本人のところにはそれがいっていないものですから、いろいろなトラブルと言っては何ですかとも、保証人の人の所

に行ったりすると、もう20～30年も前に保証人になって、「俺は保証人になんかなってねえだろう。」なんていうような、そういうトラブルも発生しております。

4月ですか、条例改正で契約書を取り交わして、入居者・町・保証人でそれぞれで契約書を持って、それで一応共通の認識を持つという形で、今契約を締結させていただいているところです。時間ですがよろしいですか。

議長（傳田創司君） すでに穂苅清一君の制限時間は経過をしておりますけれども、答弁が終わるまでこのまま続行して下さい。

地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） はい。そういうことで、入居者と保証人と町で同じ契約書を持っていることによって、そういうトラブルが無くなるということから、契約書にするということで、条例改正もさせていただいた、そういうことから契約に切り替えているところでございます。

期限を9月5日ということで発送しているのですが、実はこれは同じ文書で発送してしまって申し訳なかったと思うのですが、新治地区は大した災害がなかったものですから、担当もすぐに配れたのですけれども、水上地区においては災害がありまして、支所の職員がそちらの対応で、入居者の方にお願いするのが遅れたものですから、当然提出期限も延ばすということで考えております。

現在、新治地区については概ね95%ぐらいは既に契約書を出していただいております。

月夜野地区については、70%ぐらいの方が出ております。水上地区は、先日まとまって来たのですが、まだ20%ぐらいかなとは思います。

以上でございます、失礼します。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 穂苅議員の質問は3つあったのですけれども、一つは少子化・老朽化・耐震・財政問題というのは、これは検討委員会のポイントですから、統合の基準ではありません。

それから、地元の人の合意というのは当然であります。何度も行います。合意を得なければ出来ません。

それから、文科省の話ですけれども、これは確かに今までどんなに小さい学校でも文科省は教員を配置したのですね。最近になって、統廃合ということを言ってきています。

以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 私の方からですね、穂苅議員のお話ですと水上の教育施設整備に対する変更について、これを白紙に戻せっていうことですよね、そうですよね。そういうことをお聞きしました。では逆ですね、私は確かにそれぞれ全員協議会、それから幸知の学区民集会、小中PTAの連合会議にも出席しまして、今いろいろと話し合いをお世話になっていますけれども、要するに昨年の12月に発表しました。それは合併後のそれぞれの地域の事業等も配分しながら、要するに作ったのがあの計画なのです。

ところが現状に合わせますと、やはり平成27年まで延ばすわけにいかない、なぜならば現状の既設の施設がそれまで保たないだろう、そういう判断をしたわけです。

変更した理由は、端的に言うならば、子供たちの安全な施設にするために要するにああ

いう変更をしたいということで、今お願ひをしているわけであります。

従って、逆に私自身も白紙に戻せって言うのでしたら、どういうふうに穂苅議員は考えておられるのかですね、どういうふうにして、保育なり、学校教育なり、安全な施設にしようとしているのか、現状はもうお分かりのわけですからね。水上に実態というのはもうお分かりのわけですから、それをどのようにしようとしているのか、逆に私は聞きたいなと実は思っています。機会がありましたら、ぜひまた聞かせて下さい。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君に申し上げます。

議長判断において、時間を延長させていただきました。今後は持ち時間のバランスを考えてご協力のほど、お願ひ申し上げます。

これにて8番穂苅清一君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時45分から再開いたします。
(10時28分 休憩)

(10時45分 再開)

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序第4 7番 原澤 良輝 1. 交通アクセスの確保について
2. 公益通報者保護条例の制定について**

議長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。
(7番 原澤良輝君登壇)

7番（原澤良輝君） 通告にしたがって、一般質問を行います。

まず、交通アクセスの確保についてであります。

ガソリン高騰している中で、高速交通時代も変わってきました。高速料金も値下げの動きもあります。

現在、全国に700のインターチェンジがあり、町内に月夜野と水上の2つのインターチェンジがあります。月夜野インターへの取り付け道路は長いので、料金所の前後、これは出入りによって違いますけれども、出入口を設けて、師・後閑地区における乗り降りの便を図ることについて、東日本高速自動車会社と協議してはどうかということです。

それから、現在、インター間は約10キロメートルということですが、これを欧米並みの5キロ程度にして、ETC専用の簡易インターチェンジを全国で200～300箇所設置をする方針を国が出しました。

月夜野ICと水上IC間は、約10キロメートルあります。5キロごとにスマートインターを設置できることになったので、下牧サービスエリアにスマートインターを設置することにより、交通アクセスの確保をすることができます。

現在、全国に31カ所のスマートインターがあります。また9ヶ所が社会実験中、5カ所で準備中と聞いています。スマートインターについては、通常のインターに比べ10分の1程度の経費で建設ができ、工事期間も短く、設置後の人件費もかかりません。

全国で160カ所程度の要望があると聞いていますが、国交省に要望してはどうかとい

うことをお聞きしたいと思います。

次に、**公益通報者保護条例の制定について**であります。

内部告発を行った人を保護する、公益通報者保護法が施行されて、3年が経ちます。

今年になってからも、官製談合やカビに汚染された輸入米が食用に回されるなど法令違反が絶えません。公益通報条例や要綱・規約を定める自治体が多くなりました。

私も、昨年の6月定例会で一般質問し、町長もその必要性については認めていたとして、「自治基本条例制定の中で検討したい」という話をされました。

まちづくり基本条例の検討の際、全協での意見を求められたときに、町は今度は別に『公益通報者保護条例』を作る予定があるという形の説明を受けました。その経過がどうなったか、お聞きしたいと思います。

さらにその時に、「職員はもとより住民から通報を受ける総合窓口を早急に設置する。」ということも回答されていますが、その結果もお聞きしたいと思います。

次に、3点目として、**町内業者を応援する契約について**であります。

政治倫理確立のためにですね、町長は資産を公開するという条例が町ではあります。

議員については、地方自治法で「議員の属する自治体の工事は請け負えない」と定められております。

しかし、多くの自治体では、副町長・教育長の三役を含め、配偶者や2親等または3親等などの親族も対象に独自の政治倫理条例を制定して、これは補完をしております。

また、最近の指定管理者制度の導入に伴ってですね、指定管理者にもこの条例を対象に加えている自治体もあります。

町の特別職が関連する企業と町の契約を制限するような「政治倫理条例」の制定を求みたいと思います。

また、条件付き一般競争入札が昨年から試行しました。今年も何件かを実施されました。

試行時に2千万万円以上という形で始めたと思いますけれども、5千万円以上を一般指名競争入札とした理由は何なのか、説明をしていただきたいと思います。

町内の業者でも建設工事などの入札資格のない小規模業者の受注・就業機会を確保して、町経済の活性化を図るためにですね、希望者を登録して、100万円未満の契約については、小規模修繕等契約希望者の登録制度を作ることを求めたいと思います。

以上について、質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 通告にあった06年度工事の件数等についてはいいですか？

7番（原澤良輝君） それもやっていただければ有り難いです。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長（鈴木和雄君） 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

まず、**最初に交通アクセスの確保について**であります。

みなかみ町には、2つのインターチェンジがありますが、1つの町に2箇所のインターチェンジが有るのは全国的にも珍しくて、非常に恵まれた立地条件に我が町はあるわけあります。

まず、月夜野インターチェンジへの接続ですが、月夜野インターチェンジは国道17号バイパスに接続されており、師地区や後閑地区・真政地区の住民は目と鼻の先に料金所がありながらも、17号バイパスまで迂回しなければならず、不便を感じていると思います。

そのような事から、合併後間もなく馬場春夫前議員と一緒に、望郷ラインの県道接続を含めて県事業で進めて欲しいと、県民局並びに県土整備部の方に要望した経緯があります。

その時は利用者数や接続方法をクリアしなけならず、ハードルは高いと感じた次第であります。その後の取り組みはいたしておりません。

次にスマートインターについてですが、この件は国交省の管轄でありまして、したがって国交省高崎河川国道工事事務所に問い合わせてみました。

現状では利用者数も見込めず、協議に入る状況にはないとのことがありました。

しかし、企業立地等に成功して、（仮称）下牧インターの利用が多く望めれば、またその限りではないとのことありました。

次に、**公益通報者保護条例の制定について申し上げます。**

平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」は、労働者が公益通報を行ったとき、解雇や不利益な扱いを受けることを禁止し、その事業者や行政機関の取るべき措置を定めたものであります。

町の役割としては、事業者としての内部職員等からの通報を受ける場合と、町民の方からの通報に対し、通報すべき該当行政機関をお知らせする場合の2つのケースがあります。

町としては、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に、通報を処理する仕組みを整備する必要があります。

国のガイドラインによれば、通報処理の仕組みについては内部規定を作成することになっており、他の自治体においては実施要綱等をすでに策定しているケースもあるようになります。

本町においてはご質問のとおり、まちづくり基本条例制定の中で検討する予定でしたが、公益通報保護法の中で、行政機関が取るべき措置が規定されていること、また事業者として内部職員等の通報の仕組みを検討する必要がある等の理由から、まちづくり基本条例とは別に、現在、実施要綱を策定する方向で検討しております。

また、総合窓口設置の件ですが、平成19年度では大幅な機構改革等がありまして、担当部署の変更等が予想されたために設置をしておりません。

現時点では、町職員などの内部からの通報を受ける窓口、また住民からの通報を受け、また相談を受ける窓口は総務課内に設置をしていきたいとこのように考えております。

いずれにしても実施要綱の制定と共に早急に整備をして、本制度の更なる周知と円滑な運営及び法令遵守の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、**政治倫理条例の制定について**であります。

町の特別職が関連する企業とは、町の契約を制限すべきとのご質問であります。

まず、関連している特別職は誰か、また、どのような関連をしているのか、聞きたいところでもあります。

質問の趣旨は、地方公共団体の特別職にある者と地方公共団体と契約関係にある企業経営者との間に、親族関係の有無などを理由に、格別の倫理規定を制定すべきであるとのことです。

もとより特別職にある者が企業との癒着、乃至は疑惑を抱かれる事態は当然あってはならないことであります。それ故、地方自治法142条＜長の兼業の禁止＞にあるように、長から任命されている特別職は企業から隔離され、同条を遵守する立場にあると理解しています。

私を含めて特別職にある者は、全町民に対し公正でなくてはならないし、その職に相応

しい高い倫理感が求められます。

一方、企業には憲法に保障された職業選択の自由権がありますので、法令に違反しない限り営業を行うことが保障されています。

この両者を、血族であること、或いは親族であることを理由に、一律に規制することは、憲法上の権利を侵害する恐れがあるのではないかと思います。

したがって、倫理条例を制定する考えはありません。

次に、町内業者応援の契約についてであります。

5千万円以上を条件付一般競争入札については、本年6月の議会全員協議会で「町の力を生む請負契約」と題して、私の考え方を申し上げました。

確かに、一般競争入札は請負比率の低下につながり、一方では価格競争を激化させ、大手の都市型業者の参入から地元業者が受注できず、倒産や廃業の事態が想定されます。

国・県をはじめ各自治体も、財政的に厳しい状況下にある中で、年々公共事業も減り、建設業界を取り巻く環境は予想以上に厳しいものがあります。

町の公共事業の発注は、適正な価格競争を求めながら、地元業者に発注できる方法を考えなければなりません。

平成19年9月より条件付一般競争入札を実施するにあたりまして、「条件付一般競争入札試行要綱」や「最低制限価格制度試行要領」、あるいは「建設工事等予定価格公表試行要領」等を制定して、公平な競争環境整備の充実を図っていますが、予定価格公表により、一部新聞折込み等で疑いがあるかのような報道がされました。このようなことから、今後は予定価格の公表はやめることにしました。

私は少しでも町内業者に発注できるように条件付き一般競争入札を導入し、原則請負金額を5千万円以上としたところであります。

次に平成18年度の5千万円未満の件数と金額は、93件で、金額は8億2,427万円であります。

次に請負業者選定委員会に意見を求める時期と内容についてでありますが、「町建設工事請負業者選定要綱」により、各担当課長が付議調書を作成し、請負業者選定委員会で審査及び協議を行い、その協議結果を答申として、事務局担当課が起案して、町長決裁として提出された時点が、意見を求める時期となります。

次に小規模修繕等契約希望者の登録制度は、町の財務規則により実施しております。

ご質問の100万円未満についても、財務規則を適用しております。

しかし、小規模な工事関係は、みなかみ町財務規則第142条の随意契約の限度額については、「第6号その他の以外のもの」の限度額50万円以下の部分の運用基準が必要となります。

但し、指名参加願いが出ていなくても、実際は運用しているところであります。

以上であります。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） どうも有り難うございました。月夜野インター関係なのですけれども、料金所の手前に出入口を設けるということは、インター設置とは違うような形になると思います。東日本高速自動車会社との話し合いで解決できるというふうに考えてています。

スマートインターについては一時停止なのですけれども、これで出入口を工夫すればですね、高速への乗り降りだけではなく、上越線を高架で渡れるようにもなるのではないか

と考えます。師や後閑地区だけでもなく、望郷ラインからのアクセスも楽になると考えますけれども、その辺はどうでしょうか。例えば、町道に関するとかというお話し。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 月夜野インターの関係ですが、非常にあの間が長くて、簡単に接続できるように思われていると思いますが、料金所から例えば、広域農道に接続するために分岐する箇所を、または広域農道から乗り入れるのに料金所からですね、相当手前に接続しないと、例えば降りる人が料金所を出て、すぐに左折をして町道の方に分けるというわけにはいきません。その前に、標識を立てて、こちらに行けば、どこへ行けますよとかというアプローチが相当70～80メートルないと、そこでいきなり車がETC専用の所と料金所を通る所で交差したりとか、危険な面があるのですぐにはできない、ですから相当アプローチする場所を下に設けなくてはならない、または料金所そのものをもっと上方に上げてもらわなければならぬ、そういう問題もあります。

もう一つは、そこに行くまでの道について、今後閑のそこの踏み切りを通るわけなのですが、あそこ踏み切りで例えば、大変業者が多いとすると、逆にあそこで交通渋滞を招く恐れもあります。ですから、そちらの方のアクセス道の整備等が先に進まないと、なかなか難しいのではないかというふうに思います。

それから、スマートインターチェンジにつきましては、原澤議員が仰るとおり、概ね5キロで設けられるという話を国土交通省に確認させていただきました。

ちょうど真ん中くらいなのですね、こちらから5.5キロ、反対側が4.4キロ、そんなぐらいで、あそこに下牧パーキングがあるので、その距離的なものは問題ない、それに接続する道路が安全な道路で接続されなければいけないということで、そうすると、あの町道を一部広げたりもしなければならない、それから一旦入った人が間違って入った場合、Uターンして出てこなくてはならないという部分も設けなくてはならないということもご指導されました。

それから何よりもそこの利用車台数ですね、駒寄が今1日当たり概ね4千台利用しているそうです。それから波志江が今年3月から社会実験に入っているのですが概ね1,200台くらいが利用しているということで、下牧につきましても台数は取り敢えず何台でなくてはいけないということは言えないけれども、概ね1千台くらいないと協議に入れないのでないのですかというようなことを言われました。以上です。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） スマートインターチェンジについても、そのインターの形状によっていろいろあると思います。月夜野インターの所は一時停止しながら、ちょっと前に地元の地区が入れたような時期もあったのですね。

姫捨サービスエリアなどは、片側一方しか入ったり降りたりできない这种方式もとっています。現場に合わせて、いろいろ取っているのではないかなと思います。

ですから、現場に合わせて、一応「一時停止」をしながら入っていくので、そういう標識を付ければ、駒寄のインターなども見ると、そんなに大きな施設ではなくて、やはりスーパーの駐車場の料金所の出入口みたいな感じで簡単に設置できているというふうに感じます。そんなことで、インターを設置するというふうな特別な協議ではないので、そんな方向で展望をもって進めていただければ有り難いなと思います。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） インターチェンジの接道の関係については、法律でどこどこに接続しますと、例えば、月夜野インターについては17号に接続しますというような形の公告をして、それがちゃんと法律で規制されるのですね。その道路を先程原澤議員が言われるような形で、一時停止で出入りできるということをさせたということは、言ってみれば、多分法律上認められない行為だったのではないかなというふうに私は理解しております。

そういうような手続きを国がやって頂くには、これだけの利用があります、こういうような形で接続しますということをちゃんと協議して、確かに月夜野インターは17号と広域農道に接続していますという法律の整備が必要になってくるのではと思いますので、ちょっと簡単にはいかないのかなと、私は思うのですけれども。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 国の時代は難しかったなというふうに思いますし、国も動くようにということでなるべく乗り降りを楽にさせるようにという希望があって、200～300増やすというような考え方だと思います。ですから、民間会社になった会社と、できればそんな形でコンタクトを取っていただければ有り難いなと思います。

次に、公益通報者保護条例の制定については、検討して頂けるというふうに理解したので、よろしくお願ひをしたいと思います。

取り敢えず、条例ができるまで総合窓口の設置を早期にお願いしたいと思います。

次に、倫理条例については、設置する予定はないというお答えだったのですけれども、各自治体ですね、一応町内議員というのはですね、全体の奉仕者として、町民の信頼に値する倫理性がなければいけないと思いますし、その職務に疑惑が持たれないようにならなければいけないのだというふうに思います。

各自治体で実施している所では、町長と副町長や教育長も含めて、及び議員、その配偶者もしくは1親等以内の親族が役員をする企業または町長等及び議員が実質的に携わっている企業は町並びに町が関係する団体が行う工事等並びに指定管理者の指定に関する契約を辞退しなければならない。」と定めている自治体も多くなってきております。

そういう意味で、単に地方自治法に違反しないから、それで良いのですよということではなくてですね、各自治体でそういう条例を定めて、町民に対する自分の身を正すということが必要ではないかなと考えますがいかがでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、原澤議員が言われることはですね、この町にはないのでしょう。

7 番（原澤良輝君） それは無いです、それは他の自治体の例です。

町 長（鈴木和雄君） だったら、いいのではないですか。

7 番（原澤良輝君） そういうのを他の自治体で実施しているということです。

町 長（鈴木和雄君） 私自身はもう、基本的には地方自治法の142条で、この精神をしっかりと守ってやっているわけでありますから、これこれこうにあるというのだったら、話は別だけれども、ないのでしょう。

7 番（原澤良輝君） 町では無いです。

町 長（鈴木和雄君） だから、それは地方自治法142条の精神でこれからもしっかりとやっていますから、その辺は一つご理解をいただきたいと思いますね。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 今のは、こういうふうに定めている自治体も多く出てきましたよという意味で、事例を読み上げさせて頂きました。この町にあるということではなくて、一応そういうことが流れになっているので、再度お考え願えないかというふうな、考えてはどうでしょうかということです。

それで条件付き一般競争入札についてですけれども、先程試行の時には多分2千万円ということで始めたと思うのですけれども、6月の町長のレポートでは5千万円以上ということになりました。

県も最近、今まで5千万円以上だったのを1千万円以上に下げて実施して、対象者を拡大するという方針を出しております。ちょっとやっぱり5千万円以上というのは、そういう点からすると高いのではないかと考えますがどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、県は5千万円から1千万円という話なのですけれども、実は群馬県の場合は最初1千万円だったですかね、最初1千万円のものを5千万円に上げたのです。

それは景気対策の関係等々を考慮に入れる中で、県はこの7月までだったですかね、7月まで1千万円を5千万円に変えたのですね。そしてまた、1千万円に戻したということだったと思うのです。

町については、一般競争入札について、条件付であっても何であってもですね、やはり特に一般競争入札などになった場合には、やはり町で発注した事業が、町の業者に発注できないというのが、全国の例でも多いですよね、実際の所。これは昨日も本多議員のご質問に答えましたけれども、やはり町については行財政改革をしながら、そこから一つの財源を見い出して、国から事業等を導入して、それで懸案事項を今実現しようということでやっているわけですよね。これは結局は町民の協力があって、これらの事業が導入できるという状況になったわけですね。

例えば、幸いそういう事業はできました。事業は発注しました。その事業発注を町外の方に取られてしまったのでは、これは何もならないでしょうという話を昨日もしましたけれども、そうならぬに出来るだけ町の業者に受注できるようにしたいという一つのことで、このような一つの方針を出したわけであります。

条件付一般競争入札と指名競争入札とを上手く併用しながら、町の業者がいかにそれを受注できるか、そういう環境というものを我々が作っていくのが仕事だらうと、それを一つの当然競争性が求められるわけですから、あとは一つ競争入札によってですね、額は決まると思うのですけれども、やはりそういう町内業者が取れるような、そういう環境を作っていくのが、私の役目であろうと思いまして、そういう一つの制度を私の考えとして出したところなのです。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 町内業者に受注できるようにという、その考えを否定しているのではなくて、私の質問したのは試行の段階で2千万円、実際の段階では2千万円以上とか5千万円以上になったと、その変えた理由はどういうことなのかというのと、それから県が7月いっぱい5千万円をやめて、1千万円に変えましたと、入札に付すのに金額を変えましたと、それ以下は指名も使っていますよという話なので、そのところがどうなのかという

ことでお聞きしたので、ですから県も1千万円を5千万円に変えて、また1千万円に変えたということですから、5千万円というのは、ちょっと高いのではないかと、だから1千万円なり、2千万円なりに下げて、対象企業を拡大した方が良いのではないかという、そういう意味でお聞きしたのですけれども。

議 町 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

議 町 長 (鈴木和雄君) 県の考え方というのはちょっと私も今記憶にないのですけれどもね。確かにあれは原油の高騰だったですかね、その関係で・・・。

7 番 (原澤良輝君) その前だと思いますね。

7 番 (鈴木和雄君) その関係か何かで景気対策を、原油の高騰とか、やはり公共事業の減少等によって、やはり県内業者により多く受注してもらわないと景気が低迷してしまうので、県は1千万円からそれを5千万円に、7月いっぱいまではしましょうということを決めたということを、私は新聞で見た限りなのですけれどもね。それは7月を過ぎたら、また元に戻すということを後ほど聞いたことがあります。その県の判断はどういうのだから、ちょっとその辺は私にも分かりませんけれどもね。

だけれども、要するに指名競争入札の幅等につきましても、それはある程度広げてもいいのではないかですか。私が「町の力を生む請負契約」の趣旨で言っているとおり、町内なら町内業者によりやってもらうために条件付一般競争入札でやったり、指名競争入札と併用しますよと言っている訳なのですけれども、やはりやりやすいというか、そういう町内業者によりチャンスを与えたいという一心でそういうふうに額を決めたのですけれどもね。

その5千万円というのは、確かにあれは県が1千万円から5千万円に上げたときに私自身もそういう気持ちになって、5千万円としたのもありましたね、それもありますね。

議 7 番 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) そういった意味で、変えたときに5千万円というのは高いのではないかと私は思います。

何か町長は、県と反対したいのか分からないのですけれども、グループ制を県がやめたときに、町はグループ制を導入して、県が5千万円から1千万円にしたときに、町は2千万円から5千万円にして、何か意図的にやっているのかなというふうに疑っちゃうような気もあったのですけれども、それはそういうことで、5千万円にするよりも1千万円にした方が対象業者が増えてやりやすいのではないかというのが私の考えなので、そういうふうに理解をして、町内に受注できないようにするということではないですね、町内業者に受注させたいというのは同じですから間違えないようにしていただきたいと思います。

町内の小規模業者についても、町の方でいろいろしてくれているということですけれども、大規模も5千万円とか1億円とかの仕事をやったときにですね、JVを組んでも、結構下請けというような形で下請けに出すところが多いと思います。やはり下請けに出した場合の、下請けの方にも十分やってもらいたいと思うのですけれども、小さい額の工事で出来るものについては直接、町が発注していただきたいなと思います。

結果はいろいろ出された結果なのですけれども、町民については結果で物事を判断します。群馬建設新聞の入札情報というのがありますけれども、それから調査をした平成17年11月から20年1月までの、町関係の受注額の結果というのがあります。

それを見ますと、1社が44%、2番目が36%、3番目が7%で、3社で大体87%

を占めます。町では以前から、受注企業が偏っているのではないかとの声が多くありました。

私もグラフにしてみたのですけれども、これは確かに偏っているなど実感しました。

グラフを今ここに持っているのですけれども、(グラフを見せながら) こんな感じになります。こちらはパーセンテージになっていますけれども、1・2・3社で86%です。

町民が、町政に対する不信を持つというのも、これを取り除くのもやはり町当局の仕事だと思うのです。私はこの不信を取り除くように努力してもらうことをやはりしてもらいたいというふうに申し上げてですね、私の質問を終わらせてもらいます。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 今のお話しさは、昨日の本多議員のご質問と同じですよね。

7 番 (原澤良輝君) まあ同じといえば、同じです。

町 長 (鈴木和雄君) その時に、私はお答えいたしましたよね。確かに結果という捉え方、その一面はあると思いますよね。

だけれども、この請負関係については、行政で出来るのはどこまでかという一つの範囲というのが、ご案内のとおりはっきりしているわけでしょう、それでより公平に指名をして、その結果、指名競争入札になるわけですね、そこには行政は介入これ出来ませんよね、これね。

7 番 (原澤良輝君) それは、ええ。

町 長 (鈴木和雄君) だけれども結果はこうだからって、指名されて何とかしろって言ったって、これは出来ないやねえ、だと私は思うのですよ。

例えば、原澤議員が言われるとするならば、何億円以上を取ったら、もう要するにそれは取るなっていうことで、町長するのかしないのかっていうね、そういうことを言うのだったら話は分かるけれども、要するに今、こういうふうに偏っているこれについて、町が何とかしないのはおかしなごとくの話になってしまふと、出来ないことを言われても、これは出来ないやね。

7 番 (原澤良輝君) そういうことではなくて、こういう結果を見て、町民が判断したときに、それによって不信が町民から起きないように、町長としては町民にちゃんと納得するような説明をするのも町の仕事ではないかということで、そういうことをちゃんとして下さいということです。

町 長 (鈴木和雄君) そうですか、だからそれは・・・。

7 番 (原澤良輝君) これをどうにかしろっていうのではなくて、町民がこれを見て、町の町政に対して不信を抱いたら、それは大変なことなので、町としてはこれを町民の不信を除くのも町の仕事なので、それをしっかりお願いしたいということです。

町 長 (鈴木和雄君) そういうことについては、町としても努力しますけれども、議員さんとしても、公人で実態等についてはいろいろとお分かりのわけでありますから、要するに町民の代表として、不信の方がおられたら、実はこれこれこうなのですよという正しいお話を一つぜひしてやって欲しいと思います。

議 長 (傳田創司君) すでに質問時間は過ぎております。原澤議員よろしいですか。

7 番 (原澤良輝君) はい、いいです。

議 長 (傳田創司君) これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
(11時26分 休憩)

(11時30分 再開)
議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第8 1番 前田 善成 1. 消防の広域化に伴う消防団の待遇と活用について
2. 保育施設の将来像について
3. 地域性を出したバイオマстаунの構想について

議 長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。
(1番 前田善成君登壇)

1 番（前田善成君） 通告に従い、一般質問を行います。

消防の広域化に伴う消防団の待遇と活用について。

国民の生命財産を守る消防活動は、みなかみ住民にとって不可欠であります。

しかし、厳しい財政運営の影響で、国の消防に対しての方針は、消防本部の広域化であり、人員配置や設備の効率化、少量化に向かっています。

栃木県や群馬県を含む10県は本部を1本部とする方針を示しています。

特に群馬県は、11指令本部を1指令本部にする方針を提示しています。群馬県の森林の大部分を抱え、広域な森林、行政の面積を持つ利根沼田の消防行政を考えたとき、一番大切な出火から4分程度で駆け付けられる体制の維持、特に温泉地を抱えた町にとって重大な課題であります。

そこで、消火作業はもちろん防衛消防、雨や台風など災害時の対応、特に地元の消防団の活用が今以上に必要視されることは明白です。

町の消防団に対しての政策や補助のあり方について、また、若者の集団としての消防団の活用や交流についてお聞きします。

2番目として、保育施設の将来象についてであります。

赤ちゃんや幼児が小学校までの時間を家庭で過ごすより多くの時間を過ごす保育施設、その保育施設の基準や考え方は、1948年当時のままであります。

保育士一人に対して、0歳が3人、1~2歳が6人、3歳が20人、4歳が30人と、小学校の教諭に比べると大変負荷が多く、保育というより面倒を見るだけになります。

子供の使用する一人当たりの床面積も学校の面積の半分程度で十分ではありません。

新しい保育施設の設置基準は民間業者の参入を促すため、緩い基準に変わりました。

厚生労働省の考えの中には、最低基準を地方自治体に任せ、独自の簡易な基準を設け、基準の引き下げ、住所に関係なく、どの施設にでも通い保育を受けられる「教育バウチャーモード」を活用したいとの考えもあります。

町の宝である子供を大切に育てたいと自負する「みなかみ町」のこれから保育施設の将来像や基準について聞かせて下さい。

次に3番目として、地域性を出したバイオマстаунの構想についてであります。

エコタウンとして、みなかみの環境についてアピールし、環境で町興しを行い、環境資

源を対外的にアピールすること、特に源流の町として森林資源や水資源を利用した、過去にも質問があつたと思いますが、バイオマстаунに向けての研究開発をする考えがあるかお聞きします。

東毛地区では、すでに間伐材ペレットを燃料としたボイラを設置する老人施設などがあります。森林育成のための間伐事業、その間伐材の販売先としてチップやペレット工場の設立、またはペレットの既存工場との連携、さらに森林整備隊などの活動の収入源として、間伐材を原料とした玉原にある集成材工場への販売、二次に変化させ、利用度を上げ、商品価値を上げることを視野に入れているか、既存施設を利用した研究施設、農産物や堆肥などの活用について考えがあるかお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に消防の広域化に伴う消防団の待遇と活用についてであります。

みなかみ町消防団は、合併後、平成18年4月に10分団、定数659名の組織に統合され、旧町村単位での消防団を新たに方面隊として再編し、現在に至っております。

現在は実員630名であり、定員は欠いておりますが、消防団員の高齢化及び若い世代の入団者の減少は、本町のみの傾向ではなく、全国的な傾向であると言われています。

そうは言っても、本町消防団の活動状況は、極めて良好であります。

団員の確保は、不安が無いわけではありませんけれども、それにも増して必要なのは、水利施設、機械器具等の充実・整備、これを扱う団員の技術の向上であります。

例年、「ポンプ操作競技会」を開催する等して、充実した訓練と技術の向上に務めていますが、本年は方面隊の枠を超えて、消防団員の一体感を高めるためにソフトボール大会及び懇親会を企画し、大変に好評を得たところであります。

このような取り組みは、消防団活動を通じて広く仲間づくりができ、また新たな消防団員の獲得の一助になるものと思います。

消防団は町民の生命・財産を守り、町の自衛のために活躍する重要な組織であります。

したがって、消防団員が誇りを持って活躍できる体制づくりと、施設・機材等の充実整備に力を入れていきたいと考えております。

次に、消防本部の広域化についてでありますが、これは平成18年に総務省が示した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づいたものであり、群馬県は本年3月末に策定した「消防広域化推進計画」において、現在11ある消防本部を県全域を管轄する1つの消防本部とする計画を樹立しています。

これは災害の多様化・大規模化、高齢化、人口減少時代への突入といった、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性から推進されるものであります。

また、市町村合併の進展により消防本部数が減少し、小規模な消防本部が全国に多数存在することも、その要因であります。

こういった現状を克服するために、消防の広域化により、消防署の数は減らすことなく消防力を総合的に向上させ、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが有効になります。それと共に、災害発生時における初動体制の強化、統一的な指揮の下での効果的な部隊運用、救急業務や予防業務の高度化及び専門化といった課題に対応するために、広域化が必要であると考えられています。

また、消防団は従来通り、市町村ごとの設置を基本にしており、広域化の対象にはなっ

ておりません。

何れに致しましても、今後とも消防団に対する政策や補助等については、「町消防団役員会」、「消防委員会」のご意見を聞きながら、決定してまいりたいと考えております。

次の保育施設の将来像については、教育長の方から答弁していただきます。

次に、**地域性を出したバイオマстаун構想について**あります。

バイオマстаун構想というのは、農林水産資源や有機性廃棄物で、バイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用して、環境に配慮した持続的発展可能な社会の実現化を目指すものであり、平成16年度にその基本方針が国から示されました。

バイオマスの概念としては、生物資源（バイオ bio）の量（マス mass）を表し、動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、石油や石炭を除いたものであります。

具体的には、家畜の糞尿、魚や野菜等の残差物、生ゴミ、木くずなどを言います。

「バイオマстаун」は、地域内の関係者が連携しながら、バイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで総合的な利活用システムが構築されているか、または今後、構築が見込まれる地域を言います。

構想書は地方農政局に提出しまして、内閣府、総務省、文部科学省、農水省、経済産業省、国交省、環境省の7府省から構成される「バイオマス・日本総合戦略推進会議事務局」で「バイオマстаун」基準に合致しているかを検討し、基準に合致している場合は、その構想書に基づく取り組みが行われる市町村をバイオマстаунとして公表することになっております。応募は市町村を対象としていますが、NPO法人、事業協同組合、大学、農協、森林組合等、市町村が認める団体が事業の実施主体に加わることは可能であります。

バイオマстаунの構想は、成果目標を定めた事業実施計画を作成し、利活用の推進を図ろうとする地域に対して、施設整備に係わる支援が実施されます。

国では、平成22年までに300市町村の公表を目標にしていると伺っております。

みなかみ町は、地域資源を活用した循環型社会づくりのために、色々な取り組みをして環境保全に務めているところであります。

例えば、①として、農林資源である家畜の糞、生活系生ゴミの収集、間伐材等木質チップを原料とし、有機微生物菌群を活用したバイオマス堆肥製造であります。

②として、この堆肥を活用して遊休農地での菜の花栽培、その搾り汁を食用油として活用し、活用された廃食油を収集して、バイオマスエネルギー（BDF燃料）として利用すること。

③として、利根川源流であることから、森・山・川を守るための環境整備としてCO2の削減に向けて、その吸収源である森林の整備等であります。

また、森林整備等における間伐材の利活用や風倒木、ダムに集まる流木、果樹の剪定枝等を利用し、それを扱う工場を設置したいとする企業からのオファーも現在あります。

今後は、この広い面積のみなかみ町に、どこにどれだけのバイオマスがあるか、また、その輪を広げながら、具体的に何ができるかを調査をしていく必要があると思います。

将来的には、バイオマス利活用による付加価値を高め、環境教育の充実や観光資源としての活用など、地域振興に活かす事を目指していくと考えているところであります。

以上であります。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 保育施設の将来像について、お答えいたします。

みなかみ町の保育園は、水上地区3カ所、新治地区1カ所に公営施設があり、月夜野地区的福祉法人施設1カ所を含めて、合計で5カ所の保育園が点在しています。

教育委員会では、保育園は子どもが生涯にわたる人間形成を行う上で極めて重要な施設だと考えております。幼児期の生活の大半を過ごす場でもありますので、保育内容等を検討する中で充実した施設運営を図って行きたいと思っています。

次に、児童福祉法第45条の規定に基づき定められている「児童福祉施設の最低基準」でございますが、前田議員が言われるとおり、この基準は1948年（昭和23年12月）に定められております。

その中で、第32条に「施設の基準」、第33条に「職員の基準」が定められておりますが、保育士1人当たりの幼児数としては、乳児は概ね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児は概ね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児は概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児は概ね30人につき1人以上、と定められております。町においては、この基準を基にして、基準プラス主任保育士及び園長を配置しております。また、そのほか支援が必要な幼児が在園する場合は、補助員等の加配を付けるなどの対応をさせていただいておりますので、保育士数の基準は満たしているものと考えています。

また、施設についてでございますが、町内の保育園の保育室等の面積については、十分基準を満たしておりますが、水上地区の保育園については、設置基準で必要な調理室が整っておりません。また、第1保育園については、建物全体の老朽化が進んでいる状態でありますので、建て直すなどの方策が必要となります。

その中で、新治地区では少子化が進んでいることなどから、一定の集団を確保する幼稚園・保育園を一体化した施設「にいはる子ども園」を、旧須川小学校舎内に設置いたします。また、「子育て支援センター」を同施設内に配置して、親子の交流促進、保健指導、食育指導、サークル活動など、若い方々への支援の充実を図っていくことになっています。

そこで、保育施設の将来像でございますが、認定こども園を中心とするワンストップサービス、これは1カ所で複数のサービスを提供するという意味であります、ワンストップサービスの充実を目指す中で、運営費や施設整備費などの国庫補助事業等が多く見込まれる、民営での保育園運営等を模索して行きたいと考えております。

また、現在運営されている民営保育園の経営状況等も合わせて精査し、より優位な園運営が出来る方向を検討していきたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、関係者の今後一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。以上であります。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（11時57分 休憩）

※ 休憩中に町行事に代表参加していた鈴木幸久総務文教常任委員長が入場した。

（11時58分 再開）

議 長（傳田創司君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木幸久議員には議会代表で運動会に出席、大変にお疲れ様でした。ありがとうございました。

議 長（傳田創司君） 引き続き、一般質問を再開します。

1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 一番最初の消防団についてなのですが、町長が仰るように今は震災、ついこの間も岩手の大震災などの記憶は新しいと思いますが、また短時間で大雨が降るゲリラ雨などの報道もよく耳にします。

8月5日の大雨の際なども、町では土砂崩れが起こりました。地元の消防団が雨の中、夜どうしで出動することなど、そういうことは珍しくなく、業者などが到着するまで、消防団の人間が土嚢を作り、運び、土砂の除去することまで行っています。

消防団と言うと、火災時の消火活動だけだと思われがちですけれども、住民、特に地元の住民にとってはレスキュー隊的な活動を求められています。

そこで自然災害の時に、特に震災や人命救助などもそうですが、大雨や土砂災害時に群馬県で行っている、各業界と災害時の防火協定を結んで、町が自ら業者と防災協定を結び、そういう有事の際に、例えば重機、コンボやクレーン、タイヤローラ重機を出してもらって、迅速な処理を行えるような、そんな消防救助隊的な組織を作る考えがあるか聞かせて下さい。

また、消防活動の中には防衛活動、特に地元住民の個々の家を廻るような、火防巡視は重要な活動です。このような活動を行った経験のあるO Bの方を組織化する、これも過去に林一彦議員から、お話しがあったことがあると思いますけれども、そういうようなお考えがあるかどうか、お聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） まず1点目ですが、防災協定を結び、対応したらどうかというお話しですが、これは今町の建設業界の方からお話をいただいたいてですね、地域整備課と共に内容について詰めているところです。

したがいまして、今年度中にはそういう協定を結んでですね、もちろん消防団の方にも警戒とかいう部分ではお願いしなければならないと思いますが、いち早く災害が発生した場合には消防団だけではなく、地元の建設業者の方にもですね、ご協力をいただいて、対応していきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、防衛の部分で火防巡視等の経験のある方を組織化したらどうかというお話だと思いますけれども、これは前から議員さんにも指摘されておりますが、これらについては消防団と新しい組織の棲み分けがかなり難しい部分があると思いますので、その辺については消防団の役員、消防委員会の役員等々とこれから検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） O B会の組織化については、東京とか群馬県でもかなり保健をかけてやるとか、そういうことで逆に指導的な立場で、例えば新入団員に操作方法を教えてあげるとか、そういう指導、また救急の際の救急救命士的なことも行っている行政がかなりありますので、もともと技術を持ってますから、その活用について、十分考えていただきたいと思います。

それと、町長からお話しがありましたように、機械器具、あと連絡網についてちょっと

お聞きしたいのですが、よく町長は I T の活用を口にされますけれども、この度、水上地区の方に光ケーブルが施工されるとオフトークが使用できなくなると思うのですが、その対応について、どのように考えられているか、通常だと防災無線の方の設置計画が必要になってくると思いますが、その点について、十分検討していただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 今、ご質問のオフトークの関係につきましては、現在水上地区で加入状況が 50 % を切っている状況であります。

また、光ファイバー取り込みの関係でオフトークが聞けなくなるという状況もあります。

その件につきましては、光ファイバーの仮申込み等も入っているわけですけれども、ですから、その部分も入れますと、さらにオフトークに入っている人が少ないということで、実は業社とその辺を含めた相談の中でお話しをして、それに伴って出てきた問題については今後検討していくと、そういうことで今は進んでおります。以上です。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） ゼひ、防災無線等の活用を考えていきたいと思います。

次に、2点目の保育施設についてなのですけれども、厚生省の考え方は本当に民間の業者に大いに参入してもらいたいと。市町村では、特に独自の基準を設ける、地方裁量型保育施設の活用をするようにという指導が出ているそうです。

保育士、特に配置基準というのではなくたるには基本的には今仰られたように、長期的な基準を適用することが多いのですが、実際には午前中から幼稚園と同じような形で設置をする場合には、通常の長期型ではなくて、短期型の基準というのがありますと、それは保育士 1 人当たり 3 歳児が 15 人、4 ~ 5 歳児が 25 人というように、一人当たりの負担が小さくなります。

また、群馬県では労使間協議を十分に行って、一体的な園の運営を行うようにと明記されていますが、幼児教育者としての顔を持つ保育士というのは、想像以上に重労働で、保育園における保育士の負担は母と保育士の両面を要求されています。

町の将来を作る子供たちの健全な育成を考えた時、0 ~ 3 歳未満は保育士が担当して、3 ~ 5 歳は幼稚園教諭の免許を持つ併用型の保育士の方が担当されることになっています。

また、資格を取るときに国などからの補助金がないので、実際には職員のスキルアップを促進していくために、小山市・日立市では、そういう職員に資格取得後の成功報酬と言いますか、費用助成をしています。

今年度から試行的に導入されている幼稚園の教諭免許 10 年更新が、30 ~ 50 年生まれの人には適用されています。その研修時に、代理要員やシフトを考えてくれるお考えがあるかどうか、お聞きします。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） かなり細かいところがあるので、今これから検討して対処をしていきたいと思うのですけれども。一つはやはり学校の問題と同じで財政が潤沢であれば、確かに保育士も大変な仕事ですから、出来るだけ多く配置した方が良いのですけれども、非常に厳しい財政は前田議員もご存知のとおりで、苦慮しているところなのですね。

それから、もう一つ免許の 10 年目更新の問題については、小中学校も同様なのですけれども、かなり難しい現実が出てくると予想しております。ですから、慎重に対処したい

と今検討しているところであります。以上です。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 今、小中学校の先生もそうだというお話しがありました。確かにそうなのです。でも、小学校とか中学校の先生は、職免を受けられると思うのですね。

ただ、幼稚園の教諭は職免について適用されていないので、その辺について考えたいだきたいということです。

それと、幼稚園ではイベント等を行うと、父兄が喜んでおばあちゃん、おじいちゃんまで呼んで、一大イベントになるわけなのですが、保育園に通っている共働きの夫婦世帯というのは必ずしも園行事を喜んでいない、特に収入の低い親御さんの場合は、時間帯で給料が減ってしまうので、給料についても配慮をするような、そういうことで園行事を行っている保育園が多数あるようです。

その辺のところを考慮して、例えですけれども、これからいろいろな保育施設を作るときに、考え方があるかという所と、それとこれからの認定子ども園のことなのですけれども、例えば今、保育時間、幼稚園の保育関係者と、例えば一番最後の6時まで保育をしている子供たち、そういう子供たちの家庭の、何となく家庭の格差というのが保育士には伝わるようです。その辺について、どういうふうにこれから教育委員会の方で考えているか、その点について、お聞かせて下さい。

議長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 最初の問題は、前にも申し上げたのですけれども、これは非常に幼児、いわゆる家庭との関係でも、考えさせられる面がいっぱいあるのですね。

ですから、全部それが満たされるようにしていくということは、私は不可能ではないかなと、例えば保育園で行事を持つ場合に父兄や親が来られない、それはどのようにしていくかという問題は非常にあると思うのですね。だから、全部満足のいくように対処するということは至難の業であると私は思っています。

それから次のところ、もう一つご質問があったですね。

1番（前田善成君） 要は、早く帰る幼児がいる、遅く帰る幼児がいる、そうすると遅く帰る幼児の方が、やはり保育士の方には寂しさを感じているように映るというのです。

だから、そういうものが混在しているということについて、どうやって配慮していくかということについて、お聞きしたのです。

教育長（登坂義衛君） 難しいですね。

認定子ども園は、明和町の視察もしましたけれども、運営はかなり難しいことは承知しております。

原則4時間という幼稚園については指導要領で決められていますね。そういう枠がありますから、半日は全部、幼稚園としての教育を施すと、あとは保育園になるわけですけれども、最も難しいのは、職員のローテーションだと思います。

ですから、両方の免許・資格を持っているということが一番良いのですけれども、中には持っていない人もいますから、実際の運営になりますと、中の保育士、幼稚園教諭とのローテーションの問題が、今もやっていますけれども、かなり試行錯誤が最初はあると思うのですね。これを上手くクリアして、円滑に運営できるように努力したいというふうに思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 教育長の考え方は難しいというのはそうだと自分も感じますが、ただ、安倍総理の頃から、バウチャー制度ということで、要は学校を金銭の、そういう商品券のようなものを出すことによって、どこの学校でも教育を受けられるような制度をちょっと考えている部分もありますので、総てが民間が良いということでもないと思います。

逆に言うと、愛情のある、そういう教育が出来る、そういう施設を作っていただけるようにお願いしたい。

町長はよく町にとって、子供は大切だと、子供のためにというお話しがよく出ますので、その話のとおりのそういう夢のある施設を作っていただきたいと思いまして、このような質問をさせていただきました。

次に、バイオマстаунについてなのですが、日本国内において、遠隔地で発電された再生可能なエネルギーを購入する仕組み「グリーン電力証書システム」というのが、ソニーや東京電力など、電力各社が行っています。

バイオ発電で一番有名なものは、秋田とソニーが行っているものが一番有名で、年間で 3, 640 kW の再生エネルギーを委託しています。その際、秋田県に森林保護として、600 万円の寄付と、1 kW 20 万円の買い取りを行っています。

近くでは、伊勢崎市の下水道処理場もグリーン電力証書を利用して、電力の販売を行っています。

この様な民間バイオマス利用促進事業のほかに、地域資源の活用を行うと、新しいサービスの開発や市場化、そういうものに意欲を持っている中小企業のため、中小企業者が対象となる地域産業資源活用新事業展開支援事業費補助金というものがあって、そういうもので、バイオマスの企業興しのようなことが出来ると思うのです。

それと、地方自治体の方の新エネルギー事業のためのバイオマス等活用エネルギー事業補助制度などがありまして、これなどを利用すると、いろいろなハードルがなく、逆に言えば、町独自の政策が考えられる、そういう補助金です。これは今年新しくできた補助だと思います。

また、バイオマстаунというと、今まで全部関連して、循環型でないとダメだということだったのですが、今年ニードで新しく出している補助金は、町全体で取り組むよということになると、それはバイオマстаунだよということで、それに補助を出していると、そういうような補助金システムも出ていますので、そういうものを活用されて、去年、議会視察で訪れた滋賀県のバイオマス事業を対外的にアピールすることによって、観光地の再生を行っている、特に歓楽街で有名だった琵琶湖の観光がまた復活したような、このような取り組みを行って、この町の観光にも寄与できるような考えがあるかどうか、お聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） ただ今、いろいろなバイオマスを使って、発電、また企業の補助、町全体の活用ということでピーアールしていったらどうかということなのですけれども、町の方でも森林整備に当たりまして、間伐材も大分出てこようかということあります。

間伐材についても、幸いにしてですね、ロシアの木材、これも入らなくなつたという関係で、唐松の需要、それからいわゆる半端材というもののなのですけれども、これらチップ

だとか、オガクズ、パルプ材というようなことで活用が見直され、金額等も多少アップしてきたということあります。これらを排出した木材資源をペレット等にして活用していくたいという企業も先程の答弁の中にもありましたように、オファーがあるということであります。

ただ、こういうものもそうなのですが、一応先程、前田議員の話から出たように、修正材をやっていた玉原ということでしたが、一応経営面で閉鎖ということも伺っております。

各企業も、採算が合うかということもあるので、いろいろ町の資源調査もしていきたいと思っております。

それから、公表のバイオタウンの基準というのも、廃棄物、このバイオマスが90%、または未利用の場合は、バイオマスが40%のそれ以上の利用をしないと、なかなか公表にならないというような話も聞いております。それからいろいろ計画した場合においても、計画塾度が高くないと認められないことがあります。担当課としても、これらについて、より事業内容の中身といいますか、これを理解していきたいと思っております。

本当にバイオマスを使うということは、田中正造先生も言っていますように、真の文明というのは、「山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」ということでございますので、山・川・森の宣言に基づいて、いろいろな方法で取り組んでいきたいなど考えております。

議長（傳田創司君） 1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） ありがとうございました。

確かに玉原クラフトは、経営難になっています。それは5年前に、県の事業をいただいて作った組織だからです。

ただ、今、日本の鋼材の価格はすごく高騰しております。それなので、住宅に集成材をかなり使用されています。くずまき町では、集成材を作ることによって、間伐材を事業化し、採算のベースに乗せています。

いろいろな意味で一つの事業でダメであっても、町全体でプラスが出れば、本当の意味でバイオマстаウンになっていくのではないかでしょうか。

エコを商売の糧として、考えていく町の方向性というのは、本当に大事なことだと思います。このような考え方を取り入れていただいて、本当に良い町を作っていくように、またいろいろな方策を考えて頂くことを要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（傳田創司君） これにて、1番前田善成君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（傳田創司君） 以上で、本日の議事日程第3号に付された案件は、総て終了いたしました。
お諮りいたします。

明9月13日から、9月18日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、明 9月 13 日から 18 日までの 6 日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長 (傳田創司君) 9月 19 日は、午前 9 時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

(12 時 10 分 散会)